

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免

組合名	対象世帯	減免割合	減免期間
東建国保	新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者（組合員以外）が死亡した世帯	全額	令和2年4月～7月（4か月）
	新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯		
	組合員の事業収入等の減少額が令和元年の収入額の30%以上	2/4	
中建国保	組合員が新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った世帯	全額	令和2年4月～9月（6か月）
	組合員の事業収入等の減少額が令和元年の収入額の50%以上		令和2年4月～7月（4か月）
	組合員の事業収入等の減少額が令和元年の収入額の40%以上50%未満		
	組合員の事業収入等の減少額が令和元年の収入額の30%以上40%未満		
埼玉建保	新型コロナウイルス感染症により組合員が重篤な傷病を負った世帯	全額	令和2年2月～8月（7か月）
	組合員の事業収入等の減少額が令和元年の収入額の50%以上		
	組合員の事業収入等の減少額が令和元年の収入額の40%以上50%未満	3/4	
	組合員の事業収入等の減少額が令和元年の収入額の30%以上40%未満	2/4	
神建国保	調整中		

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の取り扱い

1.被用者（給与所得）被保険者

	支給要件	支給日数	支給日額
	新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず給与等の全部または一部を受け取ることができないとき	「労務に服することができなくなった日」から起算して3日を経過した日（4日目）から「労務に服することができなかった期間」のうち、就労を予定していた日（入院が継続する場合等は最長1年6か月）	（直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3

※国の財政支援の対象なので各国保組合とも同内容（埼建国保、神建国保は調整中）。

中建国保は財政支援外の待機期間3日間×8,000円などの支給あり。

2.個人事業主、一人親方等組合員

組合名	支給要件	支給日数	支給日額
東建国保	新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず医療機関を受診し労務不能期間の証明が受けられるとき	「労務に服することができなくなった日」から起算して3日を経過した日（4日目）から「労務に服することができなかった期間」のうち、就労を予定していた日（入院が継続する場合等は最長1年6か月）	5,000円
中建国保	新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず医療機関で療養の給付を受けているとき	労務に服することができない期間（45日を限度）	8,000円
埼建国保	調整中		
神建国保	調整中		